

第4回佐倉市立保育園等の在り方検討会

会議次第

日時 平成21年10月29日(木)

14:00から

於 佐倉市役所 議会棟 第3委員会室

1. 開会

子育て支援課長挨拶

佐倉市立保育園等の在り方検討会会長挨拶

2. 議題

(1) 佐倉市次世代育成支援行動計画(素案)について(報告)

(2) 前回(第3回)議論の整理

(3) 公立保育園の民営化について

①公立保育園民営化に係る他団体の状況等について

②公立保育園の在り方について

(4) その他

3. 閉会

佐倉市次世代育成支援行動計画 (概要版・案)

平成 年 月

佐倉市

◇計画策定の背景

我が国では、昭和40年代後半の第2次ベビーブーム以降、ほぼ一貫して少子化の進行が続いています。平成2年には、合計特殊出生率が、ひのえうまの年である昭和41年を下回る、いわゆる「1.57ショック」が起こり、少子化が一般的に認識されるようになりました。

国では、少子化の流れを変えるため、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）を策定し、平成14年には少子化の加速に対する対策として「少子化対策プラスワン」を発表し、従来の“子育てと仕事の両立支援”を中心とする施策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」「地域における子育て支援」など「子育ての社会化」の必要性を提起しました。

平成15年7月には「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国・地方公共団体と従業員300人を超える企業に、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、また、平成16年12月には「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことにより、若者の自立や働き方の見直しなどを含めた幅広い分野での具体的目標値の設定が行われました。

さらに、平成19年12月には就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造の解決に向け、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。ここでは「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とともに、その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として同時並行的に取り組むことが必要不可欠だとする新たな対策の方向性が示されています。

このような中、本市においては平成16年3月、「佐倉市次世代育成支援行動計画」（前期計画）を策定し、子育てに関わる福祉・保健・教育・労働・住宅・道路など、関係各部門が協力して社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めてきました。

本計画は、「佐倉市次世代育成支援行動計画」の後期計画として、前期計画で定められた基本理念や事業目標等を基に、事業進捗状況とその成果を整理・検討するとともに、今後求められる課題に対する取組を体系化し、次代を担う世代を健やかに育てるための本市の行動指針として策定するものです。

◇計画の位置づけと対象

- 本市では、「歴史 自然 文化のまち」を将来都市像とし、平成 13 年度(2001 年度)から平成 22 年度(2010 年度)を計画期間とする「第3次佐倉市総合計画」を策定しています。本計画は、この総合計画を実現する具体的な方策のひとつとして位置付けられるものです。
- 本計画は、「次世代育成支援対策推進法」の第8条第1項に基づき、本市が今後取り組むべき次世代育成支援についての方向性を定めたものです。
- 本計画の推進に当たっては、「健康さくら21」「佐倉市障害者計画」など各種関連計画との整合を図りつつ進めていくものとします。
- 本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人、および団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね 18 歳未満とします。

◇計画の期間

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
佐倉市 次世代育成支援行動計画	前期計画	見直し	本計画(後期計画)				
第3次佐倉市総合計画	後期基本計画						
佐倉市地域福祉計画							
佐倉市福祉のまちづくり計画							
佐倉市 健康増進計画「健康さくら21」							
佐倉市障害者計画	第3次改訂版				第4次改訂版		
佐倉市障害福祉計画		第2期計画				第3期計画	
佐倉市 高齢者福祉・介護計画		第4期計画				第5期計画	

- 本計画の計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの5年間とします。
- 社会・経済情勢の変化や本市の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

◇計画の基本理念と基本方針

基本理念

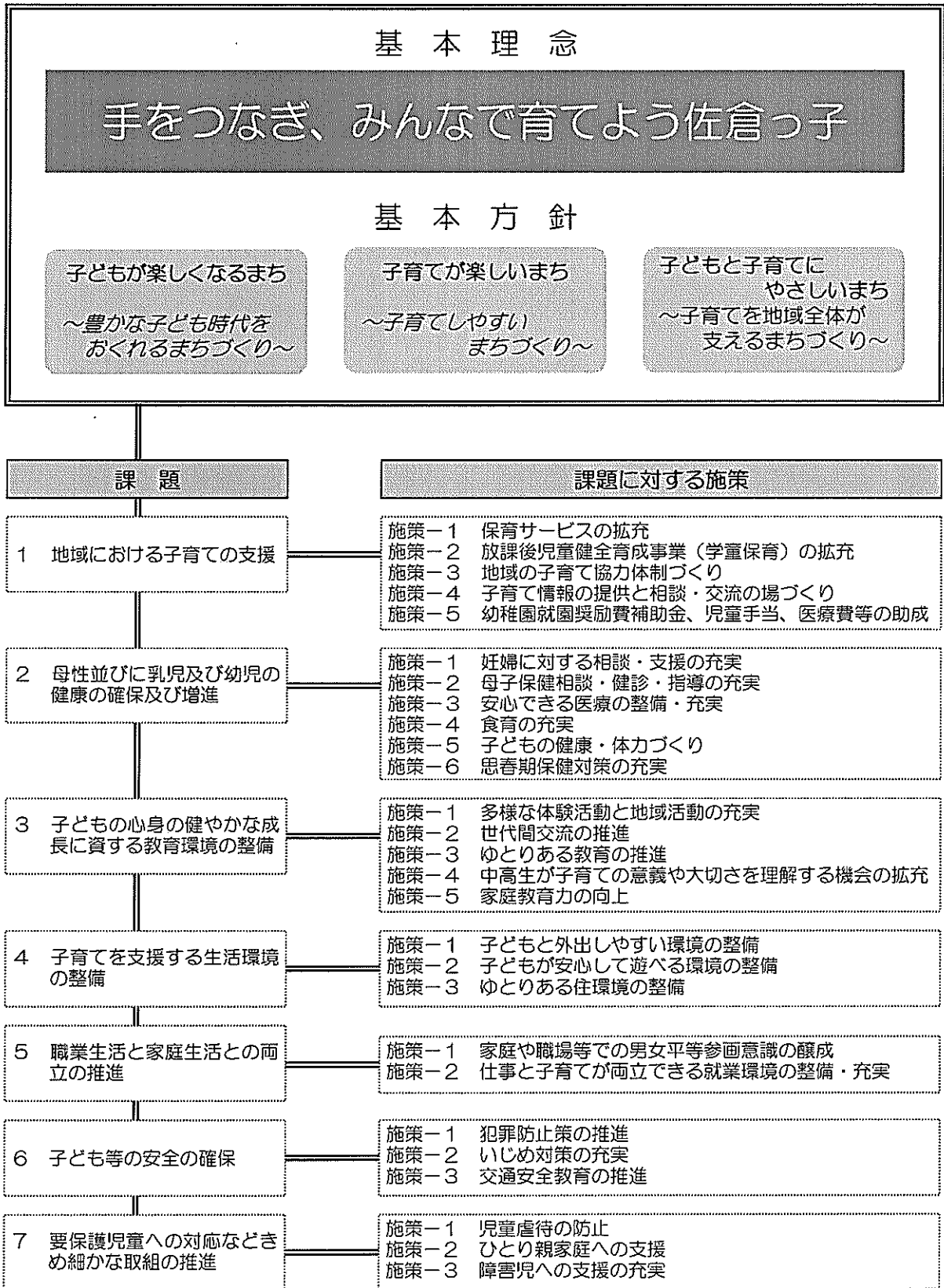
手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子

- 「手をつなぎ」は、親子のきずなを基本とすることを、「みんなで育てよう」は、家庭の子育てに対し、地域、行政、学校、企業など社会全体が互いに協力しあって支援していくことを、「佐倉っ子」は、次代の社会の担い手である子どもたちを表現しています。

基本方針

- 子どもが楽しくなるまち
～豊かな子ども時代をおくれるまちづくり～
- 子育てが楽しいまち
～子育てしやすいまちづくり～
- 子どもと子育てにやさしいまち
～子育てを地域全体が支えるまちづくり～
- 基本理念の「手をつなぎ、みんなで育てよう佐倉っ子」を踏まえ、子ども、保護者、市民・地域の観点から、上の3つの基本方針に基づき次世代育成支援施策を進めるものとします。

◇計画の体系



◇課題1 地域における子育ての支援

施策一1 保育サービスの拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
待機児童ゼロの推進等、保育サービスの量的な充足を目指すとともに利用者の立場に立った保育サービスを進めていきます。また、人材の確保と資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ①保育園の受入れ体制の拡大 ②利用者の立場に立った保育サービスの多様化・拡充 ③保育士、看護師等の確保と資質の向上 ④給食内容の充実 ⑤障害児保育の充実 ⑥家庭保育制度の充実 ⑦認可外保育施設への支援 ⑧認定こども園の整備
施策一2 放課後児童健全育成事業（学童保育）の拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
サービス内容等について、より市民ニーズを踏まえ見直しを進めるとともに、整備がなされていない小学校区についても対策を検討します。また、人材の確保と資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ①学童保育の充実 ②学童保育所（児童クラブ）の整備
施策一3 地域の子育て協力体制づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
様々な機会・手段等を通して子育てに関する意識啓発を図っていきます。また、市民、NPO、ボランティア等が協力を進め、子育て支援を行う体制づくりを進めていくとともに、市民の自発的な活動の支援・育成を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ①社会全体で子育てをしていく意識の啓発 ②NPO、ボランティア等の育成・支援 ③ファミリーサポートセンター事業の実施
施策一4 子育て情報の提供と相談・交流の場づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
保護者からの相談や学習の場、親子の交流の場づくり等を積極的に進めるとともに、子育て支援サービスに関する情報等が、必要としている保護者等に的確に届くよう、様々なメディアを活用して情報提供を行っていきます。また、地域における子育て拠点となる児童センター、老幼の館等を整備・充実していくとともに、新たな建設・増築等に際しては、幼児や障害者が利用しやすいよう整備していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ①相談体制の充実 ②子育て総合情報冊子の作成 ③ホームページの活用 ④地域子育て支援拠点事業の実施 ⑤育児サークルへの支援 ⑥民生委員・児童委員、主任児童委員との連携の強化 ⑦地域における子育て支援の拠点としての児童センター・老幼の館の機能拡充
施策一5 幼稚園就園奨励費補助金、児童手当、医療費等の助成	
【施策の方向】	【主要事業】
幼稚園就園奨励費補助金の支給、児童手当の支給、乳幼児医療費の助成などにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ①幼稚園就園奨励事業等の実施 ②児童手当、医療費等の助成

◇課題2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

施策一1 妊婦に対する相談・支援の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
妊婦及び父親が安心して、そして安全に出産を迎えられるように相談・指導體制等を充実させます。妊婦や父親に対しては、母子健康手帳の交付やマタニティクラスなど親になる自覚と学習の場を提供します。	①妊婦訪問の実施 ②マタニティクラスの充実 ③母子健康手帳の交付
施策一2 母子保健相談・健診・指導の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
母子保健の充実のため、母子保健相談・健診・指導等を実施します。また、育児不安や育児困難感を抱えていたり孤立している保護者に対する相談等の支援に努めていきます。	①乳幼児健康診査の充実 ②乳幼児相談・指導の充実 ③訪問指導の充実 ④母子保健に関する情報提供 ⑤予防接種事業の周知
施策一3 安心できる医療の整備・充実	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもを持つ親からの要望も高い、小児初期急病診療所や第2次救急医療体制の充実及び周知を図ります。	①小児初期急病診療所、第2次救急医療体制の充実及び周知 ②医療情報提供の充実
施策一4 食育の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
保育園や学校、幼稚園において食に関する教育を充実させていきます。	①食育の推進 ②食に関する地区講習会の推進 ③地産地消の推進
施策一5 子どもの健康・体力づくり	
【施策の方向】	【主要事業】
情報の提供、意識啓発、具体的な支援策の実施により、子どもの健康・体力づくりを推進していきます。	①子どもの健康・体力づくりに関する情報の提供 ②学校開放等の実施
施策一6 思春期保健対策の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
次代の親づくりという視点から思春期保健対策を充実させていきます。特に喫煙、飲酒、薬物等により、健康等を大きく損なうことがないように支援していきます。また、生命や性に関する教育を様々な世代を対象に実施する事により、子育ての喜びと責任を感じる事のできる環境を整えます。	①次代の親づくり ②喫煙、飲酒、薬物等に関する意識啓発 ③学校における性の教育・相談体制の充実

◇課題3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策一1 多様な体験活動と地域活動の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>子どもたちが、自然、歴史、文化、芸術、スポーツ、ボランティアなどの体験を通して、自らの興味や可能性を発見したり、人生の楽しみを知ったりすることができるよう、地域の人的及び物的資源を最大限に活用しつつ、誰でも参加しやすい多様な活動の機会や場を整備していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①芸術・文化体験の機会の拡大 ②スポーツ、自然体験等の活動の活発化 ③文化財を活用した歴史体験事業の充実 ④児童センター、公民館、図書館等での活動の活発化 ⑤児童交流事業の活発化 ⑥子ども会活動の活発化 ⑦子どもの社会参加の促進
施策一2 世代間交流の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>多様な体験活動と地域活動といった様々な機会を活用して異なる世代間交流を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者と子どもとのふれあいの機会の創出 ②中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出
施策一3 ゆとりある教育の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>幼稚園・保育園と小学校との連携を強化しながら今後のニーズに合わせた就学前教育の充実を図ります。</p> <p>また学校では、本市の特色を生かした教育内容の充実と施設・設備の整備を図るとともに、不登校やいじめに適切に対応できる相談・指導体制の充実を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①就学前教育の充実 ②幼稚園・保育園と小学校の連携 ③障害児教育の充実 ④外部人材の活用 ⑤相談・指導体制の充実 ⑥施設・設備の整備
施策一4 中高生が子育ての意義や大切さを理解する機会の拡充	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>次代の親となる中高生が、子育ての楽しさや大切さを理解する機会を持てるよう、中高生と保育園児、幼稚園児、小学生等の交流の機会等を拡充します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①中学生等と子どもとのふれあいの機会の創出 ②次代の親づくり
施策一5 家庭教育力の向上	
【施策の方向】	【主要事業】
<p>教育の出発点である家庭の教育力が重要であることから、家庭教育力の向上を図るための支援を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①家庭の教育力の向上

◇課題4 子育てを支援する生活環境の整備

施策一1 子どもと外出しやすい環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもや妊産婦、親子連れが、交通の安全性に不安を感じたり、段差等に負担を感じることなく外出できるように、ユニバーサルデザインに配慮し歩道の設置・拡幅、道路・階段等の整備を進めます。また、公共施設等における設備の改善、体制の整備等を図っていきます。	①道路の安全性と快適性の向上 ②利用しやすい公共施設等の整備
施策一2 子どもが安心して遊べる環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
身近な公園、広場、緑地、学童農園等の外遊び環境の整備を進めます。	①公園・広場・緑地・学童農園の整備等 ②公園・緑地の維持管理体制の充実 ③学校施設を使った遊び場の拡充 ④遊びの指導者の発掘・育成 ⑤自然環境の保全 ⑥子育て総合情報冊子の作成
施策一3 ゆとりある住環境の整備	
【施策の方向】	【主要事業】
子どもの成長に応じた住まいが選択できるよう市営住宅の供給を図るとともに、安全な住環境の形成を図ります。	①市営住宅の整備

◇課題5 職業生活と家庭生活との両立の推進

施策一1 家庭や職場等での男女平等参画意識の醸成	
【施策の方向】	【主要事業】
固定的な性別による役割分担意識にとらわれずに、家庭、地域、職場等の様々な場において、子育ては男女が協力し合って行うものである、子育ては男性にとっても大きな喜びとなる等の意識の醸成を図ります。	①家庭、地域、職場等での男女平等参画意識の醸成 ②マタニティクラスにおける父親の意識啓発
施策一2 仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実	
【施策の方向】	【主要事業】
関係機関、民間企業等に子育て支援体制充実の必要性の理解と協力を求め、産休、育児休業、労働時間の短縮など、就労と子育てが両立できる就業環境をめざし啓発を進めます。また、出産や子育てのために退職した女性が再就職するための支援を行います。	①仕事と子育てが両立できる就業環境の整備・充実 ②再就職の支援

◇課題6 子ども等の安全の確保

施策一 1 犯罪防止策の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
地域における防犯体制の充実等の犯罪防止策を推進します。	①地域での見守り体制の構築 ②犯罪への対処方法の教育
施策一 2 いじめ対策の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
いじめにより子どもが精神的、肉体的な傷を負うことがないように、いじめの発生予防から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。	①関係者の連携の強化 ②学校教育相談員等による相談の実施
施策一 3 交通安全教育の推進	
【施策の方向】	【主要事業】
保育園や学校、幼稚園において交通安全教育を実施するとともに、様々な機会を通じて市民に向けた情報提供や啓発を行います。	①交通安全教育の実施 ②親に対する啓発・情報提供

◇課題7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策一 1 児童虐待の防止	
【施策の方向】	【主要事業】
児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ります。また、虐待ハイリスク妊産婦を含む子育て家庭への養育支援訪問事業を実施し虐待予防に努めます。	①児童虐待防止対策の充実 ②市民への啓発 ③民生委員・児童委員等への研修の充実 ④家庭児童相談室の体制強化
施策一 2 ひとり親家庭への支援	
【施策の方向】	【主要事業】
ひとり親家庭の生活の安定と自立に必要な情報提供や就労に対する相談等を進め、ひとり親家庭の自立に向けた支援へと政策を進めていきます。	①ひとり親家庭自立支援員の設置 ②ひとり親家庭等日常生活支援事業 ③自立支援教育訓練給付金事業 ④ひとり親家庭等医療費等助成事業 児童扶養手当支給事業 ⑤民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動の活性化 ⑥交流の場の拡充 ⑦入学就職祝金の支給
施策一 3 障害児への支援の充実	
【施策の方向】	【主要事業】
障害を持つ子どもの早期発見と相談・指導・訓練体制の充実を図るとともに、ホームヘルパーなどによる生活の支援や社会参加の促進を図ります。	①相談・指導・支援の充実 ②生活支援の充実 ③関係機関の連携強化 ④心身障害者等についての意識の啓発 ⑤社会参加の促進

◇目標事業量の設定

○本計画では、子育て支援に対する需要等を踏まえ、平成 26 年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）を以下のように定め、推進します。

事業名	事業内容	
	平成 21 年 3 月 31 日現在実績	目標事業量（平成 22 年度～26 年度）
通常保育事業 （認可保育園定数）	1,402 人	1,800 人
延長保育事業	20 時まで （5 園）	延長保育の充実（20 時まで 6 園）
休日保育事業	0 人	60 人（2 か所） （年末保育含む）
病児・病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり事業)	0 人	3 人（1 か所）
放課後児童健全育成事業	1,245 人 （27 か所）	・学童保育所未整備小学校区(1 学区)の解消 ・過密学童保育所の解消 ・全施設 6 年生までの受入れ
地域子育て支援拠点事業	10 園	13 か所で継続して実施
一時預かり事業	60 人 （5 か所）	80 人（7 か所）
ファミリーサポートセンター事業	未実施	1 か所で実施



平成21年10月21日

佐倉市長 蒨 和雄 様

佐倉市子育て支援推進委員会

委員長 久保美和子

佐倉市次世代育成支援行動計画（後期計画）について（答申）



平成21年8月25日付け21佐子第366号により諮問のありましたことについて、第1回（8月25日開催）、第2回（10月6日開催）、第3回（10月21日開催）にわたり審議した結果、原案の内容等は妥当であると認め、ここに答申します。

なお、審議の過程において、佐倉市の子育て支援策の充実に向け、下記の意見や要望がありましたので、当該計画の策定及び実施にあたっては、十分に配慮されるよう要望いたします。

記

1. 子どもの利益が最大限尊重されるような計画となるよう配慮されたい。この視点に立ち、保育サービスの量及び質の拡大を図る計画とすることが望まれる。
2. 待機児童対策について、様々な手法を含めて検討し、解消に努められたい。なお、認定こども園については、その問題や課題、有効性等を十分に見極め、検討されたい。
3. 延長保育事業の実施にあたっては、子育てのことを考慮し、案の21時までではなく、20時までとされたい。

なお、ファミリーサポートセンター事業など、他の保育サービスとの連携が図れるよう十分に検討されたい。

4. 家庭保育者支援のため、一時預かりリフレッシュサービスの充実を図られたい。
5. 待機児童対策として、認可外保育所や認可外利用者への支援を検討されたい。
6. 学童保育所整備を引き続き行うとともに、学童保育所運営面での充実を図られたい。
7. 保育園・学童保育所等の職員、臨時職員の資質の向上のために、計画的な研修を実施されたい。
8. 子育て支援センター機能の拡充が望まれる。
9. 子育て支援に係る関連情報等の充実を図り、保護者にとって便利で分かりやすい情報を提供されたい。特に、未就学児の保護者等への安心・安全情報の伝達について検討されたい。
10. 小学校と保育園、幼稚園の連携について進められたい。
11. 子どもの外遊びの環境づくりに努められたい。
12. 地域の子育て支援活動団体との連携、支援を図られたい。

議題(2) 前回(第3回)議論の整理

Ⅲ 保育施策の方向

1 保育需要に対応した児童受入枠の確保

現 状

少子化が進む中で、核家族化の進行や女性の社会進出の機会が増大し、保育園への入所を希望する児童は増加してきた。本市では平成13年度以降、民間保育園4園の新設等により児童の受け入れ枠の拡大を図ってきたところであるが、依然として多くの待機児童が発生している。

平成20年4月には、定員1,402人のところ、入所人員の弾力化(注:1)の活用により、1,413人の児童が入所することができたものの、なお25人の待機児童を数える。

また、平成21年3月には、上記同様、定員1,402人のところ、1,567人の入所となっているが、待機児童は167人と増加している。

(注:1)弾力化:待機児童解消を図るため、一定の範囲内で定員の枠を超えて児童の受け入れを可能とする制度。(平成10年2月13日 厚生省通知)

課 題

経済状況の変化や、中心市街地におけるマンション建設、市街地周辺の宅地開発の計画がある。また、核家族化の進行と共働き世帯の増加により、保育園への入園を希望する児童は、今後も高い水準で推移するものと思われ、計画的に待機児童の解消に努める必要があります。

提 言 案

保育園入園待機児童の解消と、入所人員の弾力化の運用による定員超過入園や兄弟姉妹が同じ保育園に入園できない状況の改善を図るため、地域の保育需要に応じ、保育園整備や定員増を行い、児童受入枠の拡充を図る必要があります。

厳しい財政状況の中で、こうした児童受入枠の拡充に当たっては、限られた財源を有効に活用する必要があることから、公立保育園と比較し効率的な運営が可能である私立保育園を主体として進めるものとし、地域的な状況等により私立保育園による対応が困難な場合には、公立保育園において対応するものとします。

また、通常規模の認可保育園の設置だけではなく、小規模保育園、認定こども園などの取組みも検討する必要があります。

委員の主な意見

- ・ 保育園だけの問題として考えるのではなく、幼稚園には空きがあるので、既存施設の活用等により、待機児童が解消できるのではないかと、また財政面でも緩和できるのではないかと。
- ・ 認定子ども園について、引き続き検討していくべきと思う。
- ・ 公募による小規模保育所の取り組みも必要ではないかと。
- ・ 待機児童増加のため、定員の弾力運用を恒常的に運用することは、付帯設備（給食設備、下駄箱、ロッカー）に支障をきたすことになるので、暫定措置とすべきではないかと。
- ・ 100名以上の待機児童がいる。待機児童を今後、どうするかが課題である。ニーズ調査でも見られるように預けられる場所があれば働きたいという方たちの受け皿というのも含めながら、考えなければならない。公立保育園だけでは、対応できるものではなく大変難しい問題である。受け入れ枠の確保が現状では必要である。その前に、公立保育園はどうするのか、民間保育園をどうするのかも考えなければならないとなっている。

2 多様な保育サービスの充実

現 状

女性の就労機会の増大や保護者の雇用・就労形態の変化、そして子育てに対する意識の変化等により保護者の保育に対するニーズも多様化している。

平成20年度の保育サービスの実施状況について見ると、延長保育については、希望者は依然増加傾向にあり、16園のうち9園が19時まで、5園が20時まで実施している。

障害児保育については、すべての保育園で受け入れ可能であるが、延長保育と同様に希望者は増加傾向にある。

課 題

今後も官民一体となって、サービスのより一層の充実を図ることが必要である。しかしながら、公立保育園は公共の立場から保育サービスを広く均等に提供することを求められがちであり、その面における優位性はあるものの、ニーズに対する即応性や地域性においては十分とはいえない。急激に変化する社会経済情勢の中で、柔軟にニーズへの対応ができる民間保育園の果たす役割は、従来にもまして大きなものがある。

特に、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、認可外保育施設への支援等が大きな課題となっている。

提 言 案

多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、現在実施している事業を今後も官民一体となって、更に充実させるとともに、時代に即応した新たな事業の展開を図ることが必要です。

また、現在実施していない、病児・病後児保育、休日保育、夜間保育、認可外保育所への支援等新たな保育サービスの推進を図ることが大切です。

なお、これらを推進するに当たっては、子育ての視点を十分配慮することも必要です。

委員の主な意見

・延長保育について、保育園を利用する立場からすると、もう少し長く保育してほしい。定時の10分前に早く帰るだけで民間会社では半日休みとなってしまふ。

・夜の8時以降を民間に委託できないか。よく、職員の方が朝番と遅番があり、子どもにとって職員が入れ替わるのはよくないというが意外に子どもは、受け入れていて気にしていない。昼は公立、夜は民間というように24時間の施設があってもよいと思う。

・保育園が駅前があれば、便が良いと思う。新たな保育園を考えるのではなく、市の既存の施設の入れ替えでも良いと思う。

・延長保育を遅くまで利用している人の、親子の関わりをいつしているのか心配です。家に帰って、急いで夕食をとって、お風呂に入って、また、朝早くに保育園に預けるというのを繰り返して、親子の関わりはどんなのかなと思います。保育ニーズの多様化は、本来の子育てとは違うのではないかなと思います。

・就労形態の多様化ということを考えますと、ずっと預けるのではなくシフトのこともあると思います。昼間は家にいるが、夜、勤めに行く方もいると思います。

・子育てという、大問題ではありますが就労形態の多様化などにより、保育サービスも考える必要があります。

・病児・病後児保育については、千葉市に何か所かあり、利用者からとても助かっているという声を聞きます。

・認可外保育所についての支援についても考える必要があると思います。

・多様な保育サービスの充実ということは、その人の人生観に関わってくることで、簡単には言えないと思います。今の考え方は、子育て支援という発想だと思います。子育てをしている人たちを支援しようという保護者に向けての支援策です。病児・病後児保育、一時保育、夜間保育、認可外保育所も保護者に向けての支援策をどうしようかというのを考えているわけです。

・子どもの育ちを支援するというのが必要だと思います。子どもの立場で誰かが発言しなければならない。病気の時まで、子どもを預けるというのはどうかと思います。もちろん、子どもが病気の時でも仕事をしないといけないというのわかりますので、必要だとは思いますが、子どもの気持ちを守ってあげる視点というのも大切であると思います。

・子どもが朝、具合が悪いけど会社は休めない。とりあえず保育園に預け、保育園から会社に連絡してくださいという保護者もいます。保育園から電話をもらえば休めると言うのです。そういうことが多くなってきています。

・子どもの利益というのが、保護者からでてくれればいいのですが、保育所側からは言えない。その子が今、どこにいるのが幸せかと考えて、この親に育てられるのなら、保育所のほうが幸せではないかと思ひ、今まで現場でやってきました。本題からずれますが、そういう子どもたちを保育所で預かった場合、どうするのかっていうのを考え、何十年も悩んで保育をしてきました。

・最初のエンゼルプランの原点にかえって考えたら、また違っていたと思います。エンゼルプランは、子どもにとっての、保護者にとっての、働く側にとっての、すべての人たちの環境作りだったと思います。今は、原点が段々とぼやけてきて、子育て支援ということで何が中心になってきているのかがわからなくなってきていると思います。

・子どもの利益ということが原点にないといけないのですが、忘れがちになってしまっているのが現実であろうと思います。子どもだけでなく、大人だけでもない両者が最も幸せになれるところはどこかということ、我々は検討しなければいけない。そういった意味で非常に多様なニーズがあり、一刻も猶予ならないという一面とゆっくりによい一面があり、猶予ならない一面を早く解決しなければなりません。

3 地域の子育て支援の充実

現 状

近年の核家族化の進行や地域社会における人間関係の希薄化は、家庭や地域が持っている「育児力」の低下を招いており、身近に相談相手がいないなどの理由から孤立し、子育てに関する悩みや不安、ストレスを抱えている母親が多くなっている。

課 題

保育園は保育の実施のみならず、地域における子育て支援の役割を担うことが求められており、その旨児童福祉法（注：2）においても規定されている。そこで、子育て中の家庭やこれから親となる人に対して、日常の保育によって培われた知識、経験を活かし、地域における身近な児童福祉施設として子育て支援に積極的に関わっていく必要がある。

（注：2）児童福祉法第48条の3「保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。」

提 言 案

地域の子育て支援として、保育園に入所していない児童とその保護者に対しても、弱体化した地域の子育て機能を補完するために、地域の最も身近な児童福祉施設として、保育園が地域の子育て拠点の役割を担うことが重要です。

委員の主な意見

- ・新たに市の施設を建設する際には、保育園、児童センター、学童保育所、ヤングプラザ、公民館、市民カレッジ等が入る複合施設とすれば、幼稚園の時代から、小学校、高校、大人、シニアの世代で、お互いに顔なじみになるし、やっていることにも気づく。つながりができる環境をつくるとよいと考えます。
- ・保育園の子育て支援については、不審者対応のため、入口が閉まっており利用しにくいとの意見がある。今後建設する際には、入口を別にするなど検討してほしい。
- ・地域の子育て支援の充実というのは、これからの保育園が持たないといけないもう一つの顔だろうと思います。
- ・古い言い方をすれば、井戸端会議で子どもの話とかしていたのがなくなっていき、そして公園デビューしていたのが今では、公園デビューすること自体が難しくなっていることもありますし、子育てというノウハウを伝えないといけないと思います。現在は、保育園、近い幼稚園などになっています。そういった中で、みんなで育てる、みんなで見守っていくという確認はしておかなければならないのではと思います。

4 保育の質の向上

現 状

時代の要請によって、保育サービスの多様化や地域における子育て支援の強化や食育の推進など、保育園の行う業務が多岐かつ高度化しており、それに的確に対応するため、保育の質を確保する取組みが求められている。また、保育ルームの拡充や認定こども園制度の施行などにより、利用者の選択の幅が広がる中、平成18年度から千葉県においても福祉サービスの第三者評価制度が始まり、事業者が行うサービスの質の向上や利用者がサービスを選択するための情報が増えることが期待されている。保育園も対象施設となっており、今後、サービスの質に対する注目が高まると予想される。

課 題

こうした中、保育園は、仕事と家庭の両立支援と地域における子育て支援の中核施設として、さらに保育の質を向上させ、保育ニーズに的確に対応していく必要がある。

提 言 案

より質の高い保育を実現するために、職員の知識及び技能の習得・向上を図るための研修体制を強化するとともに、保育ニーズの的確な把握と保育サービスの適正な評価を実施するための情報収集や第三者評価の導入に向けた体制の整備を図ることが必要です。

委員の主な意見

- ・公立保育園については、保育指針に基づき保育をしていただければ良いと思う。いろいろな、習い事を聞くと限りがない。その辺は、民間保育園のほうに任せて、そういう住み分けが必要だと思う。
- ・世間に注目されているような民間保育園と同じように公立ができるかというところが難しいと思います。研修も必要ですが保育時間に保育士を派遣しての研修は難しい。保育士の人員に余裕があればよいが余裕がない。
- ・学生は、授業で事例を挙げながら勉強しているのですが、現場に実習に行きますと授業と違うと言われることがあります。実習に行って、授業で学んだ内容が、実際の保育の現場でなされているか考えることが重要で、やはり現場の事例での把握が必要なことだと思います。
- ・臨時保育士が多く、正規の保育士が責任を負うことが多くなって負担が増えています。保育の質の向上から考えてもどうにかできないのでしょうか。

・臨時職員の増加が保育の質に影響するのではという意見が出ましたがどうでしょうか。

・保育士自身による自己評価が重要で研修も大切なのですが、自分の足元から見つめなおすことを現場でもやっていくことが必要です。

(事務局)

・正規職員については、佐倉市全体で人員削減をしております。

・現在、退職者の充当もしていないのが実状です。人件費が大きな比重を占めており、一層の職員の削減が進んでいくのは間違いないので、その様な状況の中で検討していかなければならないと思います。

・今までの傾向ですと、一般職員の削減率よりは、保育士の削減率のほうがはるかに緩いです。保育士だけでなく、保健師、栄養士等も含めてきちんと見直していく必要があると思います。現時点では、できるだけ現状維持していくというのが精一杯のところだと思います。これから、待機児童対策を行っていく中で、保育士を配置しなければなりません。質を高めていくという意味では、きちんと検討していかなければなりません。

・正規の職員より、臨時の職員のほうがよくしてくれているように感じます。親から見れば、臨時の職員もすばらしいと思っています。正規の先生と臨時の先生をわけてしまっているので、臨時の先生のほうが低く見えてしまう。あえて、わかる必要はないのでは。保育園で臨時の先生とかわけているからそのように見えてしまう。そして、誤解が生まれているのではないのでしょうか。

・私の子どもが通っている保育園でも、臨時の先生でもよくしてくれています。

・この表(県内各市公立保育園における正規、臨時保育士配置数)では、低いほうだからダメなほうであると思いこんでしまっているのかもしれませんが、逆に浦安市では、最高の保育をしているのかという提言もできると思います。どうしても正規職員は、いい保育をして、臨時職員は、質も低いであろうと思いこみで発言しているように感じます。今の委員の2つの保育園を考えても、そういうことが言えるのではないかと思います。臨時職員だからと差別化することはよくない。貴重な意見だと思います。子どもにとっては、臨時職員でも楽しく遊んでいただけたら、正規だろうが臨時職員だろうが関係ないわけです。自分と最高の時間を過ごしてくれる先生が一番いいのですから、私たちはいつの間にか正規が良くて、臨時はダメという畏にかかってしまったのかなと思います。

・委員の話によると佐倉市の場合は、正規職員も臨時職員も差はないことがわかりました。利用者のニーズにどれだけ応えられるかが必要だと思います。

・第三者評価ということで、費用もかかりますが、外部から違う視点で佐倉市全体の評価を受けることもよいと思います。

5 保育環境の改善

現 状

本市の保育園は、その大半が「第2次ベビーブーム」期を挟んだ昭和40年代から50年代前半にかけて建設されており、昭和56年建築基準法改正以後、いくつかの施設で改修が行われているが、改修が行われずに、築後30年を経過した施設が16施設中4施設（公立4施設 {佐倉保育園・佐倉東保育園・南志津保育園・馬渡保育園}）存在し、中には耐震性に問題を有する施設もある。安全で快適な保育環境を図るため、随時改修を行ってきたが、一部の施設では部分的な改修では対応できず、全面改築等の抜本的な対応が求められている。

課 題

厳しい財政状況の中で、多額の資金を要する改築を対象施設に対し、短期間に集中して行うのは非常に困難なことである。特に、公立保育園にあっては平成18年度から施設整備に係る次世代育成支援対策施設整備交付金が一般財源化されるなど、今まで以上に財源措置が困難な状況であるため、民間の資金、活力を積極的かつ計画的に活用する。

提 言 案

限られた財源のなかで、計画的な施設の維持管理及び老朽化した施設の改築を進めるとともに、定員超過入園の改善を図り、児童に対してより良い保育環境の提供が必要です。

委員の主な意見

・担当の方の責任とかではなく、公的な建物の維持管理を、どの様に進めていくかという発想が必要だと思います。新築マンションが建つと必ず、管理費や積立金などがあり、長期の維持管理計画がどこでもあります。

・この間、保育園を見させていただいたときに、まったく手をつけていない状態も拝見させていただきました。予算がないから、財政が厳しいからとかいうわけですが、予算や財政という前に、建物をどうやって維持管理していくかというマネジメントという大事なことではないかと思います。

・臼井保育園の建て替えの時もそうでした。7千万もかけて、1年間で取り壊すような仮設の保育園を建てて、1年経ったら取り壊すというような発想は、私にはできない。7千万もあったら、新しい保育園を造ろうと思います。あるものはできるだけ大事に長く大切に使い、床を張り替えるなり、天井を張り替えるなりして、長く大事に使ったらどうであろうかという提案です。

・建て替えるのであれば、現場の保育士の意見も取り入れて造る必要があります。

・昭和40年代から平成まで、様々な施設がありますが、広い範囲で全面的に行うつもりなのか、或いは、ここ2、3年の動きで佐倉市の施策がどのようになっているのか、その辺のスタンスをお聞きしたい。

(事務局)

・実際に建て替えるための財力というのも税収からすれば、ほとんど見込めない状態です。そういう意味で在り方検討会の中で民営化の検討もお願いしているというのがあります。ただ、建築物の耐震性、老朽化だけで言いますと小学校、中学校もとてつもない量がありまして、保育園だけの問題ではないということもあり、全体で進めていくということになると思います。

・限られた財源の中で行うことが大切です。その中で維持管理やメンテナンスといったシステムをきちんと作り、或いは、現場の声を聞くことも必要であります。この問題は、最初の受け入れ枠の確保に絡んでいく問題であり、建て替えや増設するなどで受け入れ枠が大きくなったり、小さくなったりするのが現実です。

・保育環境でいいますと、子どもがのびのび育っていくための保育環境であり、場合によっては、保育者のほうが不便でも子どもにとって、素晴らしい環境づくりもあると思いますので、その視点も忘れないで進めていきたいと思います。

6 効率的な運営

現 状

保育園を運営する経費は、国及び県からの負担金・補助金、保護者から徴収する保育料と市の一般財源で構成されている。

保育園の運営費は、平成19年度決算額（一時保育や延長保育、子育て支援拠点事業等の特別事業費を含む）では、16億6,669万円であり、その内訳は国庫支出金1億6,116万円、県支出金1億1,279万円、保育料保護者負担金等4億2,942万円、市の一般財源9億6,332万円となっている。

公立保育園の運営費国庫負担金は、平成16年度から一般財源化され、更に、特別保育事業費等の国、県補助金も年々削減傾向にある。平成15年度においては、国庫支出金2億4,739万円、県支出金1億9,922万円と保育園経費決算額16億185万円の27.9%を占めていたのに対し、平成16年度以降の国・県支出金は、経費全体額の15%前後の割合となり、金額にして約1億5,700万円が市の負担増となっている。

課 題

公立保育園と民間保育園の決算額に占める一般財源の割合は、平成19年度実績で公立43.7%、民間14.1%と公立保育園にかかる市の負担は増加し、今後ますます公立保育園への市の負担は増大するものと思われる。

提 言 案

本市の厳しい財政状況の中で、より一層の保育サービスの充実を図るため、効率的な保育園運営に努めるとともに、その推進に当たっては、限られた財源を最大限に活用するため、民間活力の積極的な活用を図ることが必要です。

委員の主な意見

・公立保育園の、1園あたりの関係経費のグラフですが、平成19年度で約1億3000万円という数字ですが私立の場合、規模はバラバラですが、大体どのくらいの規模なのか教えていただきたい。

・想定ですが、定員の規模が公立保育園では大きいので、馬渡のように60人定員のところもありますが、100人前後の数で1億3000万円という数字がでてきているのではないかと思います。私も江戸川区や江東区の保育園の理事などもやっていますので、同じくらいのサイズの公立保育園の決算額というのは、大体この程度になっていると思います。60人になりますと、もちろん額も下回ったりしますが妥当な額かなと拝見させていただきました。

(事務局)

事務局で出している課題というのは、公立保育園の決算額に占める一般財源の割合というのがあります。公立保育園には、国庫補助金などなくて、民間保育園分はあります。保護者からの負担金というのは、民間保育園分も市が一括して集め、民間保育園に運営費として支出しています。民間保育園は、特定財源も入って一般財源が少ないというのが現状です。

・佐倉市の現状は、保育士が退職しても補充ができない。年々、予算が減っている状況で、財政面も大変厳しい状況です。そういった中で、削減をしながらも保育園を継続していかなければなりません。そして、質の高い保育も求められており、なんとかしないと本当に保育園は持続していけるのかといったことも考えられます。より効率的な運営、質の高い保育をどのように実現するのかを検討しながら、民間のノウハウも取り入れながら行うというのも一つの課題だと思います。

保育園数の増減

	保育園数	公立保育園数	私立保育園数
平成18年	22,699	11,848	10,851
平成19年	22,848 (前年より149園増加)	11,603 (前年より-245園減少)	11,245 (前年より394園増加)
平成20年	22,909 (前年より61園増加)	11,328 (前年より-275園減少)	11,581 (前年より336園増加)

出典：厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 保育所の状況等についての発表より

政令指定都市における認可保育園の設置状況

- 17政令指定都市のうち、保育園全体に占める公立保育園の割合が5割を超える都市は4市
 ○ ほとんどの都市は、私立保育園が保育サービス供給の主体

平成19年(2007年)4月1日現在

区 分	設 置 園 数			公立保育園の 占める割合	順位
	計	公 立 保 育 園	私 立 保 育 園		
札幌市	187園	28園	159園	15.0%	⑮
仙台市	115園	49園	66園	42.6%	⑧
さいたま市	115園	62園	53園	53.9%	④
千葉市	92園	60園	32園	65.2%	②
川崎市	123園	89園	34園	72.4%	①
横浜市	383園	110園	273園	28.7%	⑪
新潟市	197園	95園	102園	48.2%	⑤
静岡市	101園	47園	54園	46.5%	⑥
浜松市	84園	24園	60園	28.6%	⑫
名古屋市	281園	123園	158園	43.8%	⑦
京都市	256園	35園	221園	13.7%	⑯
大阪市	350園	132園	218園	37.7%	⑩
堺市	97園	25園	72園	25.8%	⑬
神戸市	184園	77園	107園	41.8%	⑨
広島市	159園	90園	69園	56.6%	③
北九州市	156園	32園	124園	20.5%	⑭
福岡市	168園	17園	151園	10.1%	⑰
政令市平均 (広島市除く。)				34.8%	

※ 公立保育園には、公設民営(公が設置し民が運営)保育園を含む。
 ※ 順位欄の丸付数字は、公立保育園の占める割合を高い順に示したものである。
 出典:平成19年度(2007年度) 18大都市児童福祉主管課長会議資料

公立保育所民営化一覧表・H20.6

公立保育所の業務委託（公設民営）

市町村名	保育所名	委託先	委託年度	指定管理者の有無（指定管理者の種類別・名称）	指定管理の業務期間	備考
銚子市	海鹿島保育所(90人)	社会福祉法人 銚子市社会福祉 事業団	昭和57年度から	有（社会福祉法人・銚子市社会福祉事業団）	H18.4.1~H21.3.31	
市川市	湊新田保育園(60人)	社会福祉法人 東和福祉会	平成14年度から	無		新設
浦安市	海園の街保育園(50人)	株式会社 ハ・セ・ワ・キ・エ	平成14年度から (H15.1.4~)	無		新設
市川市	妙典保育園(70人)	社会福祉法人 杉の木会	平成15年度から	無		新設
野田市	あたご保育所(150人)	株式会社 北・ア・ト・ア・ソ・エ	平成15年度から	無		
野田市	南部保育所(150人)	株式会社 北・ア・ト・ア・ソ・エ	平成15年度から	無		
浦安市	弁天保育園(110人)	社会福祉法人 わかみや福祉会	平成15年度から (H15.~)	無		新設
浦安市	浦安駅前保育園(60人)	社会福祉法人 茂原高師保育園	平成16年度から (H16.11.1~)	有（社会福祉法人・茂原高師保育園）	H16.11.1~H27.3.31	新設
浦安市	ふたば保育園(110人)	社会福祉法人 芳雄会	平成17年度から	有（社会福祉法人・芳雄保育園）	H17.4.1~H27.3.31	新設
松戸市	馬橋保育所(60人)	社会福祉法人 つくし会	平成17年度から	無		
佐原市	香西保育所(45人)	社会福祉法人 まんまる保育園	平成17年度から	有（社会福祉法人・まんまる保育園）	H17.4.1~H22.3.31	
佐原市	たまつくり保育所(120人)	社会福祉法人 千葉寺福祉会	平成17年度から	有（社会福祉法人・千葉寺福祉会）	H17.4.1~H22.3.31	
市川市	市川保育園(120人)	社会福祉法人 市川福祉会	平成17年度から	有（社会福祉法人・ユーカー福祉会）	H17.4.1~H27.3.31	
市川市	行徳第二保育園(120人)	社会福祉法人 千葉寺福祉会	平成17年度から	有（社会福祉法人・千葉寺福祉会）	H17.4.1~H27.3.31	
松戸市	小金西保育所(80人)	社会福祉法人 にじの会	平成18年度から	無		

公立保育所民営化一覧表・H20.6

浦安市	入船北保育園(110人)	社会福祉法人 わかみや福祉会	平成18年度から	有(社会福祉法人・わかみや福祉会)	H18.4.1~H28.3.31	新設(廃止幼稚園)
松戸市	貝の花保育所(70人)	社会福祉法人 恩恵会	平成19年度から	無		
野田市	尾崎保育所(150人)	株式会社 日本保育サービス	平成19年度から	有(株式会社・日本保育サービス)	H19.4.1~H24.3.31	
松戸市	常盤平保育所(55人)	社会福祉法人 小金原福祉会	平成20年度から	無		
野田市	古布内保育所(90人)	株式会社 日本保育サービス	平成20年度から	有(株式会社・日本保育サービス)	H20.4.1~H25.3.31	
旭市	干潟保育所(90人)	学校法人 旭範木学園	平成20年度から	有(学校法人・旭範木学園)		
我孫子市	緑保育園(120人)	社会福祉法人 聖華	平成20年度から	無		

貸与

市町村名	保育所名	運営主体	貸与年度	土地・建物の形態	備考
市川市	新井保育園 分園(29人)	社会福祉法人 ちどりの園	平成14年度から	土地(無償貸与)、建物(無償貸与)	市立南行徳小学校の余剰教室 に分園設置
横芝町	フタバ保育園 分園(30人)	財団法人 フタバ保育園	平成15年度から	土地(無償貸与)、建物(無償貸与)	町立第二保育所を廃止して分 園設置
船橋市	アゲル第二保育園	社会福祉法人	平成15年度から	土地(無償貸与)、建物(有償貸与)	新設
船橋市	西船みどり保育園	社会福祉法人	平成15年度から	土地(無償貸与)、建物(有償貸与)	新設
市川市	すえひろ保育園(60人)	社会福祉法人 柏井福祉会	平成16年度から (H16.10.1~)	土地(無償貸与)、建物(無償貸与)	新設(PFIによる複合施設 内)
習志野市	かすみ保育園(90人)	社会福祉法人 ひこばえ	平成18年度から (事業開始は H19.4.1)	土地(無償貸与)、建物(創設・自己所有)	新設
佐倉市	にじいろ保育園佐倉(60人)	株式会社 サグセスアカデ ミー	平成19年度から (事業開始は H20.4.1)	土地(有償貸与)、建物(創設・自己所有)	新設
市川市	風の谷保育園(60人)	社会福祉法人 泉の園	平成19年度から (事業開始は H20.4.1)	土地(有償貸与)、建物(創設・自己所有)	新設

公立保育所民営化一覧表・H20. 6

公立保育所の譲渡（民間移管）

市町村名	保育所名	運営主体	譲渡年度	土地・建物の形態	備考
八千代市	茶々おおわだみなみ保育園 (120人)	社会福祉法人 あすみ福祉会	平成13年度から	土地（無償貸与）、建物（無償譲渡）	財産処分
富津市	青堀保育園(200人)	社会福祉法人 高砂福祉会	平成18年度から	土地（無償貸与）、建物（無償譲渡）	財産処分
八千代市	高津西保育園(90人)	社会福祉法人 四恩福祉会	平成19年度から	土地（無償貸与）、建物（無償譲渡）	財産処分
八千代市	大和田西保育園(90人)	社会福祉法人 すずみ会	平成20年度から	土地（無償貸与）、建物（無償譲渡）	財産処分



保育園を考える親の会とは？

「つうしん」バックナンバー

最近の催し・今後の予定

知りたいこと サイト索引

保育園を考える親の会の本

保育園の基礎知識

保育園生活がわかる！データ集

学童保育・放課後事業基礎知識

放課後生活がわかる！データ集

ピンチのときのお役立ち情報

リンク

働くママ＆パパのがやがやトーク

親の会からの意見書・要望書

民営化に求められる最低条件10か条

メール

入会ご案内

親の会からの意見書・要望書

→ 子どもたちのために 民営化に求められる最低条件10か条

(元「民間委託・民営化に求められる最低条件10か条」を改定→新旧対照)

2006 11/26

公立保育園の民営化(民設民営化、公設民営化＝民間委託・指定管理者制度)を行う自治体がふえてきました。その是非は、各地域の状況(子育て環境、民間の事業者・人材などの保育資源、自治体の公民比率や財政事情など)に応じて、それぞれに論じられるべきだと考えますが、どこの地域にあっても、子どもや親のライフラインとしての保育園には、保障しなければならない条件があると考えます。民営化が「ブーム」のように行われるのではなく、その地域の親子の状況をしっかり見据え、行政の役割との適正な分担のもとに検討されることが必要と考え、保育園保護者の意見をまとめて「10か条」をまとめました。各方面のご理解をお願い致します。

■この10か条は、2003年11月に発表して以来、保育園保護者、行政担当者、保育園職員、保育事業者など、各方面で指標として参考にされてきました。役割が非常に大きくなっているという認識から、2006年11月、現状をふまえた修正を加え、「民営化に求められる最低条件10か条」として、改定するものです。

1 求められる「質」を備えること

子どもの最善の利益が優先されていること、国の保育所保育指針にあるような一人ひとりの子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できること、単なる利便的なサービス以上に保護者が本当に必要としている支援(*1)を提供できることが、これからの保育園には求められています。民営化にあたっては、とすれば利便的なサービスの拡大だけに目をやりがちですが、子育て環境が悪くなり特別な配慮を要する子どももふえている現在だからこそ、このような「質」が重要になっていることを見逃すことはできません。民間委託・民営化は、このような意味での「質」を低下させるものであってはならないと考えます。

*1 保護者が本当に必要としている支援: 保育園を考える親の会の2002年会員アンケートで「保育園で学んだこと、感心したこと」を自由に書いてもらったところ、保育園で子どもの自主性が尊重され、その中で生活習慣なども身につけていること、保育士の子どもに対する言葉がけや接し方のうまさ、子ども同士のかかわりを大切にする姿勢、豊かな遊びや自然とのふれあいなど、数多くの記入がありました。そこには、保育園の満足度調査などで聞かれる項目にはない、もっと子育て全体を支えられていることへの親たちの満足が表われていました。保育園で生き活きと生活する子どもの姿を見て、親たちは自分の子ども観を修正し、子どもが尊重される様子を見て、子どもへの理解と愛情を深めていきます。そのような子育て支援ができる保育園が求められています。

2 コスト軽減分は保育のために

民営化推進論の発端となったのが、財政制約下における認可保育園の量的・質的拡充の必要性であったことを見ても、民営化により軽減されたコストは、認可保育園拡充のために充てるべきもの

です。具体的にどのように使うのか、自治体の保育施策・子ども施策のグラウンドデザインともに住民に開示されるべきと考えます。

3 早期の計画公開と利用者が安心できる説明と意見の聴取を

保育園の入園は、契約行為と取り扱われるべきと考えます。従って、民営化のように当初設定されていた内容を大幅に変更するにあたっては、既利用者に対する事前の告知は当然のことであり、移行時に子どもが混乱しないためにも必ず利用者の合意は必要です。計画の早期の公開、移管条件についての意見聴取などを、十分な時間(2年以上は必要)をとって行い、利用者の納得が得られる進め方を求めます。

なお、スムーズな移行のためには保護者同士が情報交換や意見交換をし、子どもにとっての保育園のあり方についてともに考えられることが必要不可欠です。行政は、保護者の会合や親睦のための場所や連絡手段などについて協力し、保護者の支援を行うべきです。

4 人件費の極端な削減は質の低下につながることを念頭に

多くの場合、公務員の人件費の高騰からくる高コストを軽減することが主たる目的となっていると思われます。しかし、運営費を極端に圧縮するような民間委託・民営化は保育人材の買い叩きにつながり、職員の志気・定着率の低下、人材確保困難を招きます。コストをかければかけるほどよい保育ができるということは言えませんが、コストを人材育成のポリシーなく削っていけば、保育の質が低下していくことは自明です。現在、契約や派遣など保育士の有期雇用がふえる実態はありますが、保育士を専門職として継続的に雇用し育成していくことができこそ、現在認可保育園に求められているさまざまな支援機能を担える組織になりうると考えます。

5 事業者の選定は適正に

民間事業においては、事業者による質の格差が大きいことを認識し、事業者の選定は慎重に行ってもらいたいと思います。移行後の保育内容や経営について条件をつけて募集する、公正な選定基準等を設ける、選定基準の骨子や選定方法を公開する、選定委員会などをつくり専門家や現場経験者の目を入れるなど、十分な時間をとって行うべきだと思います。公募の範囲や条件や選定方法の検討には、利用者の意見も取り入れ、関係者が納得できる選定になるように配慮することが必要です。また、選定の結果、現在の公立保育園以上の水準の保育を行うだけの資質を有する事業者の応募がないと判断された場合には、利用者や住民の利益を優先し、民営化を延期する必要があると考えます。

6 子ども・保護者の負担を最小限にする努力を

保育園は幼い子どもにとって第二の家庭であり、慣れ親しんだ保育士がいつせいに入れ替わることは、大きな心の負担になります。また、保護者や事業者にとっても、移行は現実にはさまざまリスクや不安を伴うものとなります。子ども、そして親にもやさしい、ゆるやかな移行がされるように、事業者決定後、移行までに十分な準備期間を設け(1年以上)、その間に、事業者が公立保育園の保育内容や子どもの状況を把握し、職員の採用・異動、研修、チームワーク作りを行い、保護者や行政と打ち合わせを重ねて信頼関係をつくり、移行直前には一定期間の合同保育(新事業者の保育士と公立保育園の保育士の共同保育)を行うことができるようにするとともに、そのための予算の確保を行ってほしいと考えます。また、適格な非常勤職員の継続雇用、必要な場合は公立職員による移行後のフォローについても検討すべきと考えます。

7 移行後の責任の所在も明確に

民間の運営になっても、児童福祉法に基づく保育事業は引き続き自治体が責任をもって行うものであることを明らかにし、次のような形で保護者に対して、責任の所在をはっきり示してもらいたいと考えます。

- 行政・保護者・事業者の三者が定期的に意見交換をする場を設けること。
- 移行後も定期的な調査や保護者アンケートなどによるチェック体制を明確にするとともに、問題発生時の対応(苦情の受付、事業者の指導、職員の教育)も怠らないこと。事業者の不適合性が明らかになった場合の対処法も事前に明らかにしておくこと。
- 子どもたちに質の高い保育を提供するために必要な運営費の保証、施設整備や職員育成のための援助など、事業者の支援を行っていくこと。

8 保育園の公共性を維持

公立保育園を引き継ぐ以上、地域の子育て支援事業、特別な配慮を要する子どもの保育など、経営的な効率が悪くても社会が必要としている事業を率先して行うような、「公共性」を維持できる民間事業者が選ばれる必要があると考えます。また、選ばれた事業者がこのような事業を行うために必要な公的機関や専門機関との連携等を、行政が援助していく必要があると考えます。

9 直営施設の役割を確認し、急激な変化の影響も検証する長期的展望を

公立保育園には、別項のとおり、直営施設だからこそ備える様々な機能・役割があると考えます。地域に直営施設が存在することの意義、今後の展望についても明らかにし、職員のモラル向上を図り、機能を強化していくことが必要と考えます。また、委託を急激に進めることで、公立保育園の職員構成がひどく偏ったり、受託する側に適正な事業者が不足したり、人材育成等の点で体制が整わなくなっていくことのないよう長期的な検討が必要と思われれます。

10 移行後の情報開示および利用者との対等な関係を促進

移行後の運営については特に透明性を高める必要があるので、運営費関係、職員のローテーションや雇用形態、指導監査結果に至るまで積極的な情報開示を徹底すべきと考えます。また、自主的な保護者組織によって、利用者の権利を守る機能、地域関係を育み家庭を支える機能、保育園と保護者の橋渡し役をする機能が担われるよう、園や行政がその育成に支援・協力をする必要があります。新しい保育園を行政・保育者・保護者で作っていく姿勢を望みます。苦情解決のしくみ、第三者評価なども率先して行われるべきと考えます。

(補足)公立保育園が存在することの意義

「公立保育園をすべて民間に委託せよ」という意見が聞かれますが、民間事業による保育園がふえる時代だからこそ、公立保育園の果たすべき役割があると思います。

1) 公共を軸とした事業の担い手として

現行法下、国や自治体は児童福祉として公民の運営による保育サービスを提供する責任をもちています。現在の議論の中には、「公の責任は残しても運営をすべて民間に」という意見や、「公は補助金を出すだけで、供給は市場に任せればよい」という意見なども聞かれます。後者のような意見は現実的ではないとしても、前者のような意見も性急と考えます。「公」は、本来、市民の必要性を優先して、純粋に公共を軸とした事業を行いうる事業者です。民間事業者にあっても、適正な補助金が得られれば、障害児保育や地域の子育て支援サービスなどを行いうることは、すでに多くの前例からも明らかですが、一方で、「公」の直営施設が存在し、行政が保育サービスの提供者として

直接責任を負ってきたからこそ、民間事業者も公的事業の担い手としての認識を堅持してきた経緯があります。また、どこかで民間事業者では対応できない事業環境やニーズの発生があったときは、「公」が引き受け手となって子どもを守っていくことが求められることも認識しておく必要があります。

2) 民間の偏りを補う存在

現状、民間保育園には明らかに公立保育園よりも大きい質の格差があります。志が高く非常に充実した保育を行っている民間保育園がある一方で、正反対の園もあります。その中間に公立保育園が大きな層をなしている事実も見逃せません。第三者評価や苦情解決のしくみ、情報開示などによって、民間保育園の質を向上していくことは必要ですが、時間もかかります。各地域に公立保育園が存続し一定の質を確保していくことで、公民全体が切磋琢磨するインセンティブにもなると考えます>(*2) また、民間の柔軟性が高く評価されていますが、多数ではないニーズ、より困難なニーズに対しては、一部の使命感の高い民間保育園が良い見本を示しているにとどまるのではないのでしょうか。こういった使命感の高い民間保育園がない地域では、これらに対応するのは公立保育園の役割になると考えます。

*2 よい競争を触発する、子どもの視点から必要なことをきちんとやる、すなわち見た目の「売り」よりも、子どもの育ちを長期にとらえた専門性から地道な定評のある保育を、公立保育園は担うべきです。そのような公立保育園が、保育事業者間の競争の質を高める役割を果たして欲しいと思います。

3) アンテナとなる直営施設

行政の直営施設である公立保育園は、行政が子どもや家庭の状況を直接的に把握するためのアンテナともなる機関です。また、さまざまな子ども施策を進めるときの手足ともなっています。民間事業に適切な援助をするためにも、直営施設が有効に活用されることが必要だと考えます。

4) 大きな組織の一部として機能する

公立保育園は行政の機関の一部分であり、他の公立の機関との連携も民間よりは容易であるはずですが。学校や保健所、児童相談所、その他の福祉施設などと連携しながら、より豊かな保育、在園児・在宅児家庭の子育て支援を行っていく機能を期待できます。また、大きな組織のメリットとして、公立保育所同士の横の連携もとれ、同一職種 of 横断的な協力体制を組むことも行われています。保育にかかわる研究体制、研修システムも整えやすく、問題解決のためのさまざまな取り組みの研究や、民間も含めた人材育成の手法の確立なども、率先して行うことが可能です。

5) 人材を育てる役割

本来は、民間保育園でも十分な人材育成が行われるべきですが、現状、国基準に上乗せして民間給与改善を行っている自治体以外では、民間保育園での保育士の定着が悪くなりがちです。公立保育園の職員は公務員として安定した処遇が与えられていますが、そのコストを住民に還元していくためには、より高度な専門性や経験を生かした活動が求められています。また、現状の保育労働市場を見たとき、公立保育園で培われた人材が、東京都の認証や企業の認可保育園などに再雇用され、助けている例が多く見られ、コストダウンの不足分をこれまでの蓄積の中から補っている状況があります。今後の保育人材の育成については、別途議論が必要ですが、公立保育園が人材育成の大きな役割を負っていることは間違いないと思われます。これについては、さらに次のようなことを期待しています。

- 子どもの育ちにさまざまな不安が広がる今、公立保育園の安定した雇用により必要な専門知識を身につけ、個別対応をていねいにできる資質を備えた人材が確保され、育てられること。その人材が、保育園での保育経験を活かしつつ、保育園のみならず、さまざまな子育て支援事業や子ども関係事業などにも活用されること。
- 今後、保育のあり方が多様化し、さまざまな事業者が保育を行うようになるとき、職員への教育訓練等が重要課題になる可能性があるが、公立保育園が蓄積された経験と組織力を活かして民間を援助したり、公・民をつなぐ交流研修や情報・技術の交換なども中心となって行うなど、地域全体の保育のレベルアップに貢献すること。
- 公立保育園の園長・主任経験者が認可・認可外保育園の評価・監査や指導などを行う要員として活用されること。
- 公立保育園の現場の保育士の適性がある者が行政部門に移り、経験を生かして子ども施策に参画すること。

6) 公立保育園のモラル向上

公立保育園は全認可保育園の半分以上を占めています。現在の自治体の「民営化」の動きの中には、公立保育園を今後どうしていくのか、展望やポリシーを欠いているものもあるようです。このような状態は、公立保育園全体の意欲低下を招く恐れもあり、それは住民にとって大きな損失となります。公立保育園についての今後の施策を多方面から検討し、住民のメリットが最も大きくなるように、保育園の現状をふまえたうえで展望を描いてほしいと思います。

以上

HOME | 保育園を考える親の会とは? | 「つうしん」バックナンバー | 最近の催し・今後の予定 | 知りたいこと | サイト索引 | 保育園を考える親の会の本 | 保育園の基礎知識 | 保育園生活がわかる! データ集 | 学童保育・放課後事業基礎知識 | 放課後生活がわかる! データ集 | ピンチのときのお役立ち情報 | リンク | 親の会からの意見書・要望書 | 民営化に求められる最低条件10か条

IV 公立保育園の在り方

より一層の保育サービスの充実に向け、「Ⅲ 保育施策の方向」に基づき施策を推進していきますが、本市の厳しい財政状況の中で着実に実施していくためには、公立・民間保育園のそれぞれの特性を活かしながら、それぞれが適切な役割分担のもとに、公立・民間保育園が協働・連携しながら取り組んでいく必要があります。

1 今後の公立保育園の役割

公立保育園はこれまで、延長保育の実施、障害児や特別な配慮を必要とする児童の受入れ、子育て支援などに積極的に取り組み、本市の保育水準の向上に寄与してきました。また、市の直営施設として、保護者のニーズや地域における子育て支援の課題を的確に把握し、保育施策に反映させるとともに、採算性等の問題により、民間保育園では対応することが困難な地域における保育サービスの提供を担ってきました。

一方、施設面や職員数の制約から、一時預かりを実施している公立保育園は、一部のみとなっています。

また、保育園入園待機児童解消のための入所人員の弾力化の活用による児童受入枠の拡充についても、施設面や職員数の制約から、現状以上の拡大は困難な状況にあります。

こうした公立保育園の特性やこれまで果たしてきた役割及び問題点を踏まえ、今後の保育施策の充実を図るため、民間で十分対応可能なものは民間に委ね、公立保育園は、児童の保育及び保護者等への支援という保育園本来の役割に加え、次に掲げる役割を積極的に担います。

ア 障害児保育等の推進

各保育園に、障害児保育等に豊かな経験を有する保育士を配置し、重複障害児など、民間保育園では対応が難しい児童の受け入れを行います。

イ 保育サービス供給のセーフティ・ネット

地域性、採算性等の問題により民間では対応が困難な保育サービスについて引き続

き公立保育園において実施するとともに、大規模な自然災害、火災など不測の事態により、民間保育園において保育の実施が困難になった場合には公立保育園が対応します。また、子育て支援に積極的な私立保育園とともに、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていきます。

ウ 子育て相談・支援機能の強化

保育や食育等に関する豊富な知識経験を活用して、子育て相談等に積極的に対応するため、現在実施している「育児相談」や「地域活動」の更なる充実や食育の普及を図るとともに、必要に応じて家庭訪問を行います。

また、行政機関の情報網を活用して、地域の子育て家庭に対して子育てに関する様々な情報の提供や、相談者の求めに応じて地域の子育てサービス等の紹介を行います。

エ 地域の子育てネットワークの強化

公立保育園は行政機関の一部であることから、他の行政機関との連携が比較的とりやすいため、児童相談所、県保健福祉センター、学校等の関係機関や民生委員・児童委員と連携を図り、虐待等児童の諸問題の着実な解決や子育て支援の推進・協力を図ります。

オ 保育内容に関する調査研究

時代に適応した新たな保育カリキュラムの作成、食育の推進など新たな課題に積極的に取り組み、その成果を研修等の実施により、民間保育園にも広げ全市の保育水準の向上を図ります。